

## 生活保護法による指定医療機関個別指導及び検査実施要領

豊中市における生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）指定医療機関に対する個別指導及び検査の実施に関しては、生活保護法及び医療扶助運営要領（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）等関係法令及び通知に基づくもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第 1 個別指導

#### 1 目的

被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

#### 2 対象医療機関の選定

本市が法第 49 条により指定を行った医療機関のうち、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の基準を参考にして、対象となる医療機関を選定する。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療情報の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- (2) 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関
- (3) 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- (4) 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の 1 件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
- (5) その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

#### 3 個別指導担当者

個別指導は、原則として福祉部福祉事務所担当職員及び非常勤嘱託職員（医師等）が担当する。また、必要に応じ厚生労働省近畿厚生局と共同で実施（以下「共同指導」という。）することができる。

#### 4 実施方法

- (1) 個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式

で行う。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行う。

(2) 実施通知

市長は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知する。

なお、共同指導を実施する場合には、当該通知にその旨を明記する。

- ① 個別指導の目的
- ② 個別指導の日時及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

(3) その他

指導の実施に際しては、診療に支障のない日時を選び実施することとし、指導にあたる職員は公正かつ親切丁寧な態度を保持する。

5 指導後の措置等

(1) 指導結果の通知及び報告書の提出

指導の結果は、後日、文書によって通知を行うものとする。また、当該医療機関対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めるものとする。

(2) 再指導

適正を欠く取扱いが疑われ、再指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には再指導を行う。

(3) 要検査

個別指導の結果、次に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日速やかに検査を行う。なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができる。

- ① 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ② 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ③ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善がみられないとき。
- ④ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

## 第2 検査

### 1 目的

被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底させ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

### 2 対象医療機関の選定

検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- (4) 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

### 3 検査担当者

検査は、原則として福祉部福祉事務所担当職員及び非常勤嘱託職員（医師等）が担当する。また、必要に応じ厚生労働省近畿厚生局と共同で実施（以下「共同検査」という。）することができる。

### 4 実施方法

- (1) 検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとする。  
なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行うものとする。

- (2) 実施通知

市長は、検査対象となる指定医療機関を決定したときには、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知する。

なお、共同検査を実施する場合には、当該通知にその旨を明記する。

- ① 検査の根拠規定及び目的
- ② 検査の日時及び場所
- ③ 出席者
- ④ 準備すべき書類等

- (3) その他

検査の実施に際しては、診療に支障のない日時を選び実施することとし、また、検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持する。

### 5 検査後の措置等

- (1) 検査結果の通知及び報告書の提出

検査の結果は、後日、文書によって通知を行うものとする。また、当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を

求めるものとする。

(2) 行政上の措置等

① 指定取消、効力停止

市長は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行う。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期限を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことができるものとする。

ア 故意に不正又は不当な診療を行ったもの

イ 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

ウ 重大な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの

エ 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

② 戒告

市長は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行う。

ア 重大な過失により不正又は不当な診療を行ったもの

イ 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

ウ 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの

エ 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの

③ 注意

市長は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは注意の措置を行う。

ア 軽微な過失により不正又は不当な診療を行ったもの

イ 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

(3) 聴聞等

検査の結果、当該指定医療機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には検査後、指定の取消し等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定にもとづき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(4) 経済上の措置

① 市長は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。ただし、当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを直接返還させるよう措置する。

② 不正又は不当な診療および診療報酬の請求があったが、未だにその診療報酬

の支払いが行われていないときは、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払うべき診療報酬額からこれを控除させるよう措置する。

- ③ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も支払わせるよう措置する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。